

第107回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会
議事録

(開催要領)

- 1 日時 令和2年7月29日(水) 14:00～16:30
- 2 場所 中央合同庁舎第4号館1階全省庁共用123会議室
(Web会議システムを利用)
- 3 出席者
会長 小西 聖子 武蔵野大学人間科学部長
委員 阿部 裕子 特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同 井田 良 中央大学大学院法務研究科教授
同 可児 康則 名古屋第一法律事務所弁護士
同 木幡 美子 (株)フジテレビジョン総務局CSR推進部部長
同 中村 正 立命館大学大学院人間科学研究科教授／教養教育センター長
同 納米 恵美子 全国女性会館協議会代表理事
同 原 健一 認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス
支援コーディネーター
同 山田 昌弘 中央大学教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事
DV対策の今後の方向性について
- 3 閉会

(配布資料)

- 資料1 直近のDV対策に関する政策について
資料2 DV対策の今後の方向性－DV防止法の課題
資料3 これまでの議論について
参考資料 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
(平成13年法律第31号)

(議事録)

○小西会長 ただ今から、第107回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

聞こえないですか。全く聞こえないですか。

(機材不調により調整)

○小西会長 皆さん、声は聞こえていますでしょうか。

そうしたら、お一人ずつお名前を言いますので、確認させてください。

可児先生、いかがですか。

木幡先生、いかがですか。

中村先生、いかがですか。

原先生、いかがですか。

ありがとうございます。

色々遅れてしまって申し訳ございません。取りあえず音声で聞いていただけるということで、オンラインも含めて、ただ今から第107回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催いたします。

本日は、浦委員、種部委員が欠席、それから、今、お願いいたしました4名の方がオンラインで御参加くださいます。

本日の議事ですが、DV対策の今後の方向性について、専門家のお立場からお茶の水女子大学の戒能民江名誉教授をお招きして御意見を頂くとともに、皆様からも御意見を伺います。

また、本日は、橋本大臣が概ね14時40分に到着されるとのことであり、今井政務官にも、御出席いただいております。ありがとうございます。

(機材不調により調整)

○小西会長 まず、今井政務官より御挨拶を頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

○今井内閣府大臣政務官 皆様には、日頃より御尽力いただき、ありがとうございます。

私は性暴力やDVなどの根絶を最重要課題の一つと考えております。就任以来、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや配偶者暴力相談支援センターなどを視察させていただいて、様々なお話を伺ってまいりました。

性犯罪・性暴力対策については、専門調査会の皆様から頂いた御意見をしっかり盛り込み、6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」をまとめました。

DV対策の強化も重要です。新型コロナウイルス感染症や豪雨災害による避難生活等に伴い、DVの増加や深刻化が懸念されるなど、関心が高まっております。来年3月には、この専門調査会で取りまとめをしていただくことになっておりますが、逃げられない、逃げないDVへの対応、民間シェルターへの支援などの被害者支援の充実、加害者対応など、充実した議論をお願いいたします。

本日は、皆様の忌憚のない御意見を伺えればと思っております。

オンラインの先生方も、どうぞよろしく申し上げます。

○小西会長 今井政務官、どうもありがとうございました。

DVに関しても関心を持っていただいて、本当にありがたく存じます。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 本日、資料は、資料1として直近のDV対策に関する政策について、資料2として戒能先生の御提供資料、資料3としてこれまでの議論を整理したものを用意しており、また、参考資料もつけております。不足等がございましたら、事務方に御連絡ください。

○小西会長 それでは、議事に入ります。

オンラインで参加の先生方、何かこの場で聞こえた議論があれば意見を言っていただいても構いませんし、後ほどメール等で御意見を頂くということでも大丈夫でございます。全て記録して、見ていただけるようにいたしますので、本日は本当に申し訳ありませんが、可能な限り御参加いただければと思います。

まず、直近のDV対策に関する政策について、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田暴力対策推進室長 まず、「直近のDV対策に関する政策について」ということで資料1に用意してございます。本調査会は、3月30日と4月16日に重点方針の関係で書面開催をさせていただきましたけれども、それ以来、3か月ぐらい間が空いていますので、その間に進んだ政策などについて簡単に説明させていただきます。

1ページ。「女性活躍加速のための重点方針2020」を7月1日に取りまとめました。重点方針は、翌年度予算や今後の制度改正について方向性を示すもので、特に、その中でどこに重点を置くかということを示しています。「安全・安心な暮らしの実現」が左の紫のところに書いてありますけれども、その中で、女性に対するあらゆる暴力の根絶を1番に持ってきております。内容としては、後ほど簡単に説明いたしますけれども、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づく取組の強化やDV相談プラスの実施、民間シェルター等の先進的取組の支援などが盛り込まれております。

5ページに「(3)配偶者等からの暴力への対策の推進」として項目だけ読み上げさせていただきます。①新型コロナウイルス感染症に伴うDV等対策の推進、②民間シェルター等における被害者支援のための取組の促進、③配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の在り方の検討とあります。③の中の3行目からですけれども、「今後の在り方について、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会において検討を行い、令和2年度末を目途に一定の取りまとめを行う」ということを書いておりました、DV法の今後の在り方の検討を行うことが明記されております。④加害者プログラム、⑤児童虐待との連携強化、⑥婦人保護事業の見直しの検討、⑦市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進が盛り込まれております。

9ページは、7月17日に取りまとめた「骨太の方針」です。これは政府全体の幅広い政策を盛り込んでおりますけれども、その中で、性犯罪・性暴力対策の強化のことと併せまして、DVにつきましても、「感染症に対するDVの増加、深刻化を踏まえ、相談支援体制の充実などDV対策を強化する」ことが盛り込まれております。なお、「安全・安心な面会交流のための具体策を検討する」ことも盛り込まれております。「骨太方針2020」は、今、

コロナの状況で十分な議論をできていないこともありまして、骨太方針2019の記載事項についても引き続きということになっており、「骨太方針2019」では、民間シェルターなどの先進的取組の促進や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営支援及び質の向上などの取組が記載されております。今回の「骨太の方針」において、DV対策の強化がしっかりと書かれましたので、これを踏まえまして、しっかりと検討を進めていきたいと考えております。

次の11ページからは、男女共同参画基本計画になりますけれども、本年末を目途に新しい第5次基本計画を策定しようとしており、その前段階として、基本計画の策定に当たっての基本的な考え方を、今、議論しております。7月21日に基本計画策定専門調査会が開催されまして、今、最終的な修正をしているところですが、それがまとまりましたら、8月、9月でパブリックコメントや公聴会などを開いて、そこで頂いた意見を踏まえて男女共同参画会議としての答申を行い、その後、基本計画として、政府としての決定を行うという段取りになっております。

この中でも、第5分野として「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を項目として掲げることとしておりまして、12ページに概要として色々と項目を並べてございます。特に、DVでも民間シェルターの件や、性犯罪・性暴力では新たな対策を取りまとめましたことや、この専門調査会でも昨今のAV・JK問題やセクハラ問題について御議論いただきまして取りまとめいただきましたけれども、そうしたことも5次計画の中で反映していこうと考えております。

19ページになります。これは何度か言及させていただいた性犯罪・性暴力対策ですが、今年も3年前の刑法改正から3年経ちますので、そうしたことを踏まえて、性犯罪・性暴力対策についてしっかりと検討していこうというものです。法務省で色々と性犯罪の実態の調査を行いまして、その結果を踏まえて、刑法や刑事法の検討が必要な事項もありますけれども、それ以外にも、被害者支援、加害者対応、あるいは、教育・啓発も必要だという声がありましたので、そうした幅広い問題に対応するために、内閣府を中心に関係省庁で取りまとめたものになります。内容としては、例えば、性犯罪に関する刑事法検討会で、3年前の刑法改正で積み残した課題などもあると思われることから、今、検討会を法務省で立ち上げて、井田委員が座長をされておりました、小西会長にも委員に加わっていただいて議論が行われているところです。また、新たな取組としましては、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化をしっかりと盛り込んだことと、生命の安全教育ということで、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を盛り込んでおります。これは単に入れますよと内閣府が言うだけではなくて、文部科学省で教育委員会にも通知を出してもらって、きちんと教育の仕組みの中で入れていきたいと思います。その中でデートDVも入れておりました、もちろん、こういったデートDVを学ぶことが、性犯罪・性暴力の予防にもつながりますけれども、DV対策にも資するものであると考えております。

21ページになりますけれども、こちらは新型コロナウイルス感染症対策に係るDVへの対応状況ということで、新型コロナウイルスの関係で外出自粛や休業が行われている中で、これは日本だけではなくて世界的にもDVが問題になっておりまして、国際的にも国連でも様々なメッセージを出しておりました。諸外国でも対策を取っておりますけれども、日本でも、地方自治体にDVについてはしっかりと業務継続してくださいというお願いをするとともに、相談体制の拡充として、内閣府で、既存の配偶者暴力相談支援センターでの相談に加えて、「DV相談プラス」という事業を新規に立ち上げております。また、特別定額給付金について、DVを理由とした避難者への給付を可能とする手続を講じております。

23ページが、「DV相談プラス」の説明です。特徴としては、24時間電話相談と、家の中に加害者もずっといる状況があっても、それでも相談できるようにということで、SNS相談やメール相談も実施しております。その際、日本語だけではなくて外国語の相談にも対応できるという仕組みを入れております。また、相談だけではなくてその後の同行支援や緊急の宿泊提供などもこのプログラムの中で組み込んでおります。

次のページ、DV相談の件数ですけれども、配偶者暴力相談支援センターにつながった件数が、4月であれば前年から3割増、5月、6月が2割増で、実際に相談件数も増えておりますし、DV相談プラスにも、電話、メール、SNSを合わせると、大体1日当たり150件ぐらい対応しているという状況です。1日150件はどれぐらいの数字かといいますと、365を掛けると大体5万件超になります。年間に配偶者暴力相談支援センターに相談があるのは11万件ですので、その半分ぐらいのペースでDV相談プラスに相談が来ている状況になっております。

27ページですけれども、加害者対応は、昨年度、中村先生に座長を務めていただきまして検討会を行いまして、今年度、実際に地方自治体で民間団体と一緒に加害者プログラムを試行実施します。実際に運用してみて、その評価などをきちんとして、翌年度、さらに拡充して実施できればよいと考えております。資料では、報告書の概要を説明しております。

31ページは、昨年、片山前大臣のときに民間シェルターの機能を強化するというところで検討会を行いましたけれども、その成果を踏まえて予算要求をしまして、今年度、交付金ベースでは2.3億円の予算を確保しております。地方自治体に対し、民間団体と連携をした先進的な事業を公募したところ、32ページになりますけれども、予算額2.3億円に対して3.1億円の応募がありまして、当方で基準をつくって査定して、今、2.3億円の交付決定をしているところでございます。中身としては、受入体制の整備としてのアウトリーチや関係者のプラットフォームを構築した多元的な相談支援の提供、メール・SNSを活用した相談などのほか、専門的・個別的支援として、専門コーディネーターを配置すること、あるいは、切れ目ない支援としては、シェルター退所後のステップハウスでの自立・生活支援などが盛り込まれております。今年度だけではなくて来年度も引き続きこういった交付金事業を実施していきたいと考えております。

最後に、33ページですが、地方自治体に、1次補正予算で1兆円、2次補正予算を合わせて3兆円を国から地方創生臨時交付金として配っておりまして、新型コロナウイルス感染症対策をしっかりとやってくださいという、ある程度、自由に使えるお金になっております。そのメニューの中に、2次補正のときからDV被害者支援強化事業にも使えることを明示しまして、地方創生にも1項目でこういうものが使えますと書いていただいているとともに、男女局から地方自治体に対してこういうメニューを使えますということをお知らせしているところです。1、2、3は今までも出てきているものですが、4つ目として介護施設等を活用したシェルター拡充という記載がありまして、少し説明をいたします。民間シェルターが非常に質の高い支援を提供している一方で、数に限りがあります。実際にお話を伺いますと、介護施設等の社会福祉施設で空きがある場合に、例えば、警察から一時的に避難させてほしいというお話があったときに、その施設で、保護をする事例もあるようですので、そうした短期的な避難のための場として活用できないかという議論がございます。そうしたことを踏まえて、こういった介護施設等を活用したシェルター拡充ということで、実際、今はどのようなことが行われているのか、また、空いている場所としては確かに活用できるけれども、逃げるだけではなくて、そこでどういう支援を行うことができるのか、どのような課題があるかを、そういったことを一度調査した上で整理していきたいと考えております。

数か月間ですけれども、新しい政策や取組なども始めておりますので、御紹介させていただきました。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、これまでの説明について、皆様方から、御質問、御意見を伺いたいと思っておりますが、御意見を表明していただく場はこれだけではありませんので、取りあえず今の説明についてということで、時間は概ね15分から20分ぐらいと考えています。何かありましたら、ぜひどうぞ。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 納米でございます。

質問が何点かございます。

1点目は、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」について、御説明の中に予防としてデートDV等という点も盛り込まれたことについてです。これは、具体的に、実施としては、何か法律を改正するわけではないのですよね。

○吉田暴力対策推進室長 そうではないです。

○納米委員 そうしましたら、どのように実効性が担保されるのかということをお伺いしたいというのが1点目です。

それから、DV相談の件数について、大変DV相談の件数が増えているということなのですが、これはそれより前の相談と比べて何か特徴があるのでしょうか。もちろんステイホー

ムによって大変になっているという相談が寄せられているのではないかとということが想像はできますけれども、実際にどのような相談が寄せられているのでしょうか。

DV相談プラスもできて相談の窓口が広がったということなのだと思いますが、窓口が広がった後、それを受けて、その後はどのように処されているのかということについて教えていただきたいと思います。

最後の点なのですが、特別定額給付金については、DVで避難している方からどのくらいの申請があったのでしょうか。その点についても、分かったら教えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○小西会長 他に御質問がございましたら。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 御説明いただきました6ページの⑤にDV対応と児童虐待対応との連携強化とありますが、最近の新聞報道で、虐待・DV情報の共有が進んでいないということで、児童相談所の4割、配偶者暴力相談支援センターの3割は連携がないと、これは厚生労働省の発表らしいのですが、具体的にどういうところでつまづいているというか、うまく進んでいないのか、原因等についてお話しいただければと思います。

○小西会長 ありがとうございます。

ウェブは大丈夫ですか。今、お話しいただくのは難しいでしょうか。もしつながっていて御参加の方々に質問がございましたら、どうぞ。

他にはよろしいですか。

そうしましたら、お答えいただきます。

○吉田暴力対策推進室長 納米先生から、4点質問を頂きました。

まず、デートDVについてどうやって実効性を担保するのかということなのですが、これはやる前に色々な県庁を回って性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターから話を聞きますと、色々やることはできるのだけれども、教育委員会が理解してくれないことで進まないという話もありましたので、まずは教育委員会に文部科学省からきちんとこれをやってくださいと通知を出して、そういう形で進めていこうと思っています。本来は学習指導要領に盛り込むべきとか、様々議論もあるのですが、10年後になってしまいますので、今年の秋ぐらいから検討会を立ち上げて文部科学省と一緒にしっかり議論をしていこうと考えており、その後数年間はしっかりとこのプログラムを文部科学省にも主体的に推進していただこうと考えております。

2点目が、今回のDV相談プラスにおける対応についてですが、これについては、2次補正で幾らか予算を頂いていまして、今回のDV相談プラスで出てきた相談の分析をして今後の相談対応につなげていこう、あるいは、この検討会での議論につなげていこうと考えております。今、聞いておりますのは、今回、DV相談プラスをやっていますよという情報がインターネット上でもかなり広がったことから、20代、30代辺りの相談が他の相談窓口

比べて増えていることとか、あるいは、特に精神的DVの関係の相談が多い傾向があるのではないかということを実施団体から聞いておまして、そういうことを含めて、どういう相談があって、この後で説明もありますけれども、どういう支援を行うのが良かったのかということも分析していきたいと考えております。

窓口が広がった後、その後はどう対応されているのかということですが、今回、このDV相談プラスを立ち上げるに当たって、相談だけではダメで、その後の支援にどうつながるかということも議論しまして、一つには、まず、地域の配偶者暴力相談支援センターにしっかりとつながることが大事ですので、そのために、相談者の相談を整理した上で、配偶者暴力相談支援センターに御相談くださいという対応の仕方がまずは一つです。もう一つが、地域の民間シェルターとも連携してまして、30ぐらいの民間シェルターで、この地域はこのシェルター、この地域はこのシェルターということで担当を決めて、まず、相談を受けて、それを踏まえてコーディネーターが調整をして、地域の民間シェルターと一緒にやると。例えば、保護が必要であれば、婦人保護施設にちゃんとつないだりしますが、それが難しい場合には、このDV相談プラスの中で予算を取っていますので、宿泊費を当面出して保護できるようにしましょうという仕組みにしております。

定額給付金ですが、まだ定額給付金担当が忙しいものですから今はちょっと、というのはあるのですが、やはり関心の高い分野ですので、どういう風に把握ができるかというのは考えていきたいと思っております。なお、今回、世帯主にまとめて給付されるとなっているのを、DVで避難している人がいれば、その人に給付されますし、子供も一緒に避難していれば、その分も受け取れますよという仕組みにしました。例えば、子供が2人として、世帯主が40万円を総取りするのか、避難している方が30万を受け取れるのかは非常に大きな違いがあります。普段はかつちりした証明書を求めているのですが、今回は、DVで相談しているという確認書を民間シェルターを含めて出せるようにしていますので、そういう簡易な手続で受給できるという新しい仕組みを入れましたので、民間シェルターも積極的にアウトリーチしていただいて、支援が広がりましたし、実際、逃げようと思っていた人が次の生活の目途が立つということで良かったという声も聞いております。

児童虐待とDVの連携強化について、記事については承知しておりますが、確か2018年のことを踏まえての記事だったと思います。4割、3割という数字は我々もどう評価して良いかというのは難しいところで、実際、連携ができていない面もあるだろうし、連携する事案がなかったというのものもあるかもしれませんけれども、いずれにせよ、2019年6月に法改正をしまして、今、連携を促進しているところです。厚生労働省でも昨年度調査をしたものを6月にも出してありますし、内閣府でも取りまとめを行っています。内閣府では、配偶者暴力相談支援センターに事例を聞いたものの取りまとめを、今、行っておりまして、今後の連携をどのようにしていくのが良いのかということを含めて公表したいと考えております。

○阿部委員 ありがとうございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、大臣が到着されておりますので、大臣から御挨拶を頂きたいと思います。

橋本大臣、よろしくお願いいたします。

○橋本男女共同参画担当大臣 皆様、こんにちは。

委員の皆様には、女性に対する暴力の根絶に向け、常日頃から御尽力を頂いておりますことに改めて感謝申し上げます。

皆様方から頂きました御意見、御知見を取り入れて、6月11日には「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を、7月1日には「女性活躍加速のための重点方針2020」を策定させていただきました。この場をお借りいたしまして、御尽力を頂きました先生方に改めて御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

性犯罪・性暴力の対策については、令和4年度までの3年間を集中強化期間といたしまして、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの抜本的な強化や教育・啓発など実効性のある取組をスピード感を持って進めてまいります。

DV対策につきましては、新型コロナウイルス感染症に対応した相談体制の拡充のため、本年4月に新たにDV相談プラスを開始いたしました。毎月4,500件近くの相談が寄せられておりまして、私もDV相談プラスを視察させていただきましたけれども、経験豊富な相談員が寄り添いながら、迅速かつ的確に支援につなげていることが印象的でありました。また、チャットで相談される方もおりまして、相談手法としての可能性を感じたところでもあります。相談内容につきましては、しっかりと分析を行って、今後のDV対策の施策の充実に活かしていきたいと考えております。また、これまで相談につながっていなかった被害者の方へのアプローチの検討やDV相談支援の人材の育成にも取り組んでまいります。

被害者がDVに耐える、耐えられなくなれば逃げるしかないというDV対策の在り方を見直していくことについても、検討が必要だと考えております。法的な対応が必要な課題の整備と併せて、どうすればDVの深刻化を防ぐことができるか、どのような支援や対策を充実させることが必要か、例えば、面前DVでの通報があった場合などに効果的な対応ができないかなど、幅広い観点から御意見を頂きたいと思っております。

本日は、DV対策の今後の方向性について、第一人者でありますお茶の水女子大学の戒能名誉教授からお話を伺います。本当にありがとうございます。

皆様の豊富な御知見もお借りしながら、関係省庁と連携を取って、そして、都道府県とも連携して、民間シェルターによる支援の充実、加害者への対応、児童虐待との連携、そして、教育・啓発など、DV対策のさらなる強化を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○小西会長 橋本大臣、ありがとうございます。

それでは、大臣には引き続き御出席いただけるということですので、進めてまいりたいと思います。

それでは、今、大臣からも御紹介いただきましたお茶の水女子大学の戒能民江名誉教授から、「DV対策の今後の方向性—DV防止法の課題」について、御説明願います。

よろしく願います。

○戒能名誉教授 ありがとうございます。

ただ今御紹介いただきました、戒能民江と申します。

委員の皆さんには釈迦に説法という感じでありますけれども、お時間を頂きましたので、30分ほど、パワーポイントをプリントアウトしたものがお手元にあるかと思っておりますけれども、個人的な見解として少し整理させていただければと思います。

2001年にDV防止法が制定されております。来年でちょうど20年目になるわけです。一区切りということになるわけですが、DV防止法が制定されたことの意義は極めて大きかったと思っております。画期的なことでありました。ですから、どんな成果があったか、この調査会でもずっと御検討をなさっていらっしゃるわけなのですが、DVから性暴力、性虐待、性搾取と、領域、視野が広がっていった、それに伴い政策も展開されてきたということが言えると思います。

他方では、資料3がございますけれども、論点が整理されております。今後検討して改善していかなければならない点が明らかになったと思います。その中には、当初から既に課題となっている点もあります。例えば、先ほどお話に出ました、正確に言うとDV防止法は4回改正されておりますけれども、1回目、2回目ぐらいに非常に強く出された精神的暴力も含めるべきだという点とか、子どもの問題とか、緊急保護命令も最初の段階から課題として出ておりました。当初から課題とされた点がまだ解決できないままにいる。

3番目には、新たな課題も出てきています。それは、先ほどのDV相談プラスで、コロナ禍におけるDV被害の状況、DV被害者が直面する問題ということで言うならば、政務官も最初におっしゃったのですけれども、逃げないあるいは逃げられないDV被害者の問題がはっきりと出てきたということが言えると思います。

4番目が、この間、必ずしもDV防止法が中心的に改正されたということではないのですが、その周辺の問題が、子どもをめぐる問題とか、面会交流と出ておりますけれども、そういう新たな問題も出てきて、それにDV防止法はどう対応するのかという課題が出てきているということがあります。もう一つは、婦人保護事業との関係が極めて密接なわけですね。特にDV被害者支援というところです。それから、もちろん児童福祉法等も含みますけれども、関連法領域との調整という課題も最後にあるかと思っております。

1のところを御覧いただきたいのですが、これは私が一貫して申し上げていることなのですが、抜本的な見直しを考えていけたらと思っております。それは、すぐに全面的に抜本的にということは難しい面もあると思います。しかし、その取っかかりとか、契機になるような改正あるいはDV対策の今後の方向ということでぜひ考えていけたらなと思っております。それは、(1)に書きましても、制度設計の在り方をもう一度見直してみるということだと思っております。被害の状況、被害者の状況、直面する問題

など、そういう制度が作られる前提を踏まえて、どのような制度設計をすべきかということを変えて考えたいと思っています。その後、4点書きましたが、最初に、権利保障、被害者が一体どんな権利を持っていて、その権利を具体的に保障するためにこのDV防止法がどのような制度設計を描いていくのかということです。そこでは1つだけ権利擁護について申し上げますけれども、これは福祉の領域では近年主流になっていると聞いておりますが、権利保障のための支援という視点、先ほどのDV相談プラスにも出ておりましたが、同行支援などはまさに典型的な権利擁護になるわけです。そうすると、前文がすごく大事だと。DV防止法は極めてユニークなのですが、前文を持つわけですよね。その理念が、20年前と同じでいいのか。基本的には同じだとは思いますが、より明確に理念を打ち出すべきなのではないか。むしろ立法する議員さんたちがどう考えるかということになるとは思いますけれども、それを第一に考えます。

その次のページに行っていただきますが、これは既にお話が出ている被害者が逃げることを前提とした制度設計からの転換ということで、これは論点でいいますと⑤になります。論点⑤について、この専門調査会での議論の中身に既に含まれていることなのですが、これは昨年開かれた「DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会」で資料として出てきた全国のシェルターネットの見解として出されていることなのです。逃げる支援、そこで終わっているのではないかと。一時保護以外の支援とか、保護後の支援とか、一言で言えば、支援ニーズに即した包括的・継続的支援があるのだろうかという問題提起をシェルターネットはしているのですが、これは耳を傾けるべき貴重な意見ではないかと思っています。

その次なのですが、それに対してどういう対応が可能なのかということで、諸外国の立法例を少し見ていきます。皆さんも御存知の、欧州評議会が2011年に採択したイスタンブール条約というものがあります。正確に言うと、女性に対する暴力及びDV防止条約と言われているわけですね。DVというのは、女性に対する暴力が論点になるかもしれませんが、必ずしも女性だけが被害者あるいは加害者になるわけではないということで、性中立的な概念で捉えられるのですが、しかし、暴力の影響は女性に偏って与えられるのだという考え方をしているわけですね。そこで、逃げなくてもいい、逃げる人はそういう選択もできるという選択の自由がある制度設計ということを行っているわけですね。これは条約ですから、国内法に反映させる、加盟国の立法を意識して、その際の基準として示しているわけなのですが、例えば、オーストリアDV防止法があります。そういうところを見ると、1つは、緊急保護命令ですね。2番目が、総合的な支援を行うという2本の柱、プラス、これも先ほどのお話と関係があると思うのですが、先回りの保護という考え方をしている、具体的にはどういうことをやっているのかということは私も十分に理解しているわけではないのですが、多分予兆があったりとか、先ほどの面談DVがあったらそこで動くということも、面談DVという概念がオーストリアにあるかどうかは知りませんが、そういうことを示しているのだと思います。それから、犯罪化ということです。ですから、

外国の立法例なども参考にしながら、どういう方法が考えられるかということを検討できるかと思います。

次のページに移りますが、これは先ほど申し上げました婦人保護事業の見直しが2018年から2019年にかけて厚生労働省の主催で検討会が設置されまして、かなり詳細な見直しの方向性について、あるいは、見直しの基本的な考え方について、アップされていますので御関心があればぜひ見ていただきたいのですが、2019年10月に中間まとめが出されました。御存知だと思うのですが、DV防止法の第2章に「配偶者暴力相談支援センター等」があります。今日の資料には条文も一番後ろにあると思いますので後で見ていただきたいと思うのですが、立法の経緯を思い出しますと、2001年にDV防止法が制定されたとき、議員立法で大変素晴らしかったと思うのですが、中心は保護命令の導入だったのですよね。保護命令の導入で、被害者支援は何とか、現在、制度として既にあるものを活用して支援をしていく。当然といえば当然だと。ともかく保護命令で安全を守る。そこから先のことは、少し走りながらといいましょうか、DV防止法が制定されて走りながら整備をしていこうという考え方だったと思います。婦人保護事業が既に1956年からありまして、売春防止法を法的な根拠にしておりますが、各都道府県に1か所ずつ婦人相談所があり、その婦人相談所には一時保護所がある。その一時保護所を転用するという形でDV被害者支援をしていったわけですね。配偶者暴力相談支援センターが全て100%婦人相談所の一時保護所ではないのですが、その逆は100%なのでですね。婦人保護事業には婦人相談所の一時保護所と婦人相談員、都道府県に任意施設の婦人保護施設がありますが、その制度を活用した。しかし、DV防止法が婦人保護事業の法的根拠になりますと、どうしても一時保護所はDVセンター化していったと言えます。婦人保護事業の縛りとは、そこに書いてあるとおりなのですが、最大の問題点が支援の概念がないことですね。支援の概念が婦人保護事業にはない。婦人保護事業の目的は保護更生ですので、支援という問題意識は不要であったということが言えると思うのですが、実際はそうではなく、事実上は支援をしていくわけなのですが、そこで矛盾が生じてきていて、これは御質問があったらまた後でお話ししますが、独自のDV被害者支援制度がないこと、あるいは、センターがDV独自の避難所になっているわけではないということであり、その矛盾をどう解決していくか。ただ、場所を新たにつくるとか、人員をそのためだけに配置するとかはかなり難しいことなのですが、これは将来的な課題となるかとは思いますが、考えなければいけないことの一つだと思っています。

その次のページなのですが、制度設計の問題を一つ、今、お話ししましたが、もう一つは、現行法の中核的な制度、今ある制度が機能不全に陥っているのではないかという問題点を指摘したいと思います。これは既に御存知のとおりなのですが、一時保護件数は元々少なかったのですが、この数年、更に少なくなっている。保護命令の件数も、申立ても認容件数も減っている。中核的な制度であったはずなのでですね。逃げるのが中心のDV防止法としては、安全に逃げる保障が必要だった。そのための制度として、一時保護、保護命令というものがあつたわけなのですが、特に保護命令はこのDV防止法で新た

に設けられた制度であります。まさに中核中の中核の制度であったわけですが、それがどうしてうまく機能しないか。これは、委員の御意見の中に減少している要因が何かきちんと検討すべきだという御意見がございましたが、まさにそのとおりだと思っております。一つは、論点①と重なりますけれども、精神的暴力に拡大をしていくという課題ですね。さらに言えば、保護中心から包括的な自立支援、生活再建支援、被害回復、全て含んだ継続的な中長期の支援の仕組み、支援制度の仕組みを構築していくことを、すぐには実現できないとしても、少なくとも検討すべきではないかと。そうしないと、ニーズに合わないということですね。多くのDVの被害を受けた人たちのニーズから離れて行ってしまうのではないかとこのことを危惧しております。

次のページなのですけれども、その保護命令申立ての対象範囲の拡大を書いております。これは簡単に終わりたいと思うのですが、私その点を非常に強く感じたのは、2019年の野田市事件です。野田市事件のDV加害者の問題です。そのDV被害を受けた母親は有罪になって執行猶予がつかいましたが、その母親に対するDVの評価を見たときに、裁判所の判断は御存知だと思いますけれども、セクシュアルハラスメントでよく使われる脆弱性理論というものがそこでは言われまして、その母親は、元々そういう弱い性格、精神的な影響を受けやすい、他の人とは違ってとても弱い人なので仕方がなかったのだという、まとめ方をして、DV被害とはどういうもので、DVが、複合的・総合的に、日常の密室、外部が介入しにくい空間で、逃げられないような空間でその母親にどう影響を与えていったのかという点の検討が、残念ながら、必ずしもなかった。それから、その加害者であるとされている父親のDV認識ですよ。全く最初から変わらない。全く変わらないわけですよ。しつぱだというようなことで、今も多分変わらないままではないか。これは加害者に対してどういうふうに対応していくかということとも関係していますけれども、今回のDV相談プラスでも精神的暴力についての相談が多いという、これはそういう傾向があるということにまだ留まっているのかもしれませんが、きちんと精査をしていくべき論点だと思っております。

その次のページの加害者なのですけれども、委員の方々の専門的な御見解は、先ほど御紹介いただきました3月末に終わった検討会の報告書にまとめてあり、今日の資料にも委員の御見解を非常に短く紹介してあるので、その点をむしろ見ていただいたほうがいいかとは思っております。ただ、必要性というのは、先ほどの逃げられない、逃げない、被害者がそこに留まらざるを得ないといったときに、加害者対策がどうしても必要なのだということ。それから、これは2016年に既に内閣府は研究事業で実施されていて、その報告書も出ているわけなのですけれども、何と云っても加害者責任に対する社会的認識が低過ぎる、あるいは、関心がないということですね。ここは私の個人的な考え方なのですが、法的責任が問われないということはかなり大きいのではないかとと思っております。しかし、そのときに加害者対策の基本的なスタンスはどこに置くべきかということが極めて大事だと思っております。どういう基本的な立場で加害者対策をしていくのかというのが、難しい

とは思いますが、共通の理解が、今までの研究事業でも、今回の報告書でも、3月末まででありました検討会の報告書でも、明確に打ち出されておりまして、被害者支援の一環としての加害者対応なのだということです。新たな課題というのは既に申し上げたので、省略をいたします。

次に、それに関連して、加害者教育あるいは加害者更生という文言は使わないほうがいいのではないかと議論もあるようなのですが、私もそういう立場にあります。加害者再教育とか、何と言ったらいいのか、そういうことなのかと思うのですが、問題は、加害者に教育を受けさせるといって変なのですけれども、加害者が教育を受けるための仕組みがやはりないと、自主性などにはもちろん任せられないわけですね。強制的な要素がどうしても必要になるのが加害者の現状ではないかと、個人的には考えております。その法的根拠といったときに、どのような犯罪なのかということも、報告書に諸外国の例も沢山出ておりましたが、立法例などを参考にしながら検討する必要があるのですが、すぐには難しいのではないかなとは思っております。

もう一つが、次のページなのですが、先ほども出ておりましたが、予防教育の必要性で、先ほど納米委員の御質問にもありましたけれども、どういう仕掛けで予防教育を実施していくのかということで、これもちょっとだけ書きました。韓国「女性に対する暴力防止基本法」は2019年12月に施行ということで新しいのでまだどういう経験が積まれたかが分からないのですが、かなり予防教育を重視しております。先ほどの性犯罪・性暴力の、3年間、重点方針に掲げて国としても取り組むんだということでも、かなりのスペースを予防教育が占めているので、法的根拠、プログラムの内容、担い手などが検討課題になります。それで、学習指導要領に入れるのかどうかということは大きな論点で、民間団体などはそうではないということを主張しているかと思います。予防教育については開始に向けて進めていくことができるのではないかと考えております。

次に、運用上の問題なのですが、その前に、児童虐待とDVとの関係は既にお話があったとおりで、厚生労働省と内閣府の調査結果でどのようなガイドラインが出るのかということに注視したいと思います。厚生労働省で出ているのかまだ認識していないのですが、必ずしもこれはすぐにうまくいくという状況では残念ながらないということです。連携があまりうまくいっていないということが2017年の厚生労働省の実態調査からは出ておりますが、しかし、法改正もされたわけですから、そのための体制をどう整備していくかということは喫緊の課題だと思っております。運用上の課題の1つ目も含めて、児童虐待とDVとの一体的な対応という課題についてです。

次に、支援の問題ですね。被害者の保護・自立支援や民間シェルターとの連携ですが、DV防止法と婦人保護事業の見直しと調整の問題になるのかもしれませんが、DV防止法の第2章は、少なくとも現状さえも反映していない、現在実際に行っていることも反映されていないと考えます。さらに充実するために、基本計画などには内閣府は書き込んでくださっているようなのですが、第2章はもう少し積極的に改正をしていってもい

いのではないかと考えております。

最後に、民間団体の問題です。これは昨年片山大臣の下で検討会議が設置されて、調査も行われました。実情も明らかになっています。それに基づいて、パイロット事業は、今日の資料を見ますと、大変積極的に民間団体が取り組もうとなさっている。あるいは、それを自治体がバックアップしようとしていることは大変心強いとは思いますが、地域的な偏在が著しい。本当に必要不可欠な社会資源だと言ってみても、ないところが多過ぎて、それは当事者の選択肢を狭めていることになるということが言えると思うのですね。その背景には、一つは人の問題、それから、お金の問題が大きいということです。そういう意味では、パイロット事業が、これはまだ数年間の事業ということしか分からないわけなのですが、テンポラリーな事業ではなくて恒常的な事業にしてほしいという声が自治体からも出ておりました。その仕組みをどうやってつくるのかといったときに、民間支援団体はDV防止法の支援の枠組みの外にあるわけですね。それを組み込んでいくことはできないのかと思います。そういう法的な根拠がないと、財政支援も非常に難しいのではないかと。本当に任意に留まっていて、財政支援がゼロの自治体も幾つかあるのですね。何千万円という都道府県もある一方でゼロというところもあるし、そういうところには民間団体も生まれていきません。民間団体だけではなくて、行政が大事ですよ。民間の試みがDV相談センターにどういう風に波及していくかあるいは民間と行政が連携していくかということが大事で、民間団体だけでできるわけではないわけですよ。民間団体のそのような積極的な活動は行政にも反映されていくであろうと、希望的な観測も含めて、考えておりますので、DV防止法における民間団体の位置付けをぜひ御検討いただきたい。どういうことが可能なのか。実は2012年の厚生労働省の婦人保護事業の課題についての検討会でもそこは議論されていまして、社会福祉法というのがあります。そこに規定される第二種社会福祉事業になるという選択肢があったのですが、残念ながら2012年の検討会ではうまく整理できませんでした。ですから、それも含めて、一番の根本には日本国憲法89条の問題があるわけで、それがあってどうすることが可能なのかということを経済支援の問題ではぜひ御検討いただければと思っております。

最後に、まとめますと、色々な課題があります。ですから、少し中長期的に今回の改正を契機に解決すべき課題を明らかにすることなのですが、5点だけ申し上げますと、制度設計の問題は大きいと思います。2番目に、加害者の退去命令を含んだ緊急保護命令の新設や精神的暴力を保護命令申立て理由に入れていくという課題があります。今日の資料の最後の方にも法務省の御見解が出ておりますけれども、諸外国の立法例を参考にしながら、精神的暴力をどう含めていくのか。3番目が、自立支援の強化ということですね。被害回復は大事ですから、被害回復を経て生活再建を支援していく仕組みを強化する必要があるだろう。それから、4番目に民間団体への財政支援の問題は先ほど申し上げたとおりです。その4点にプラス、加害者については、少し整理をしていただいて、予防教育の問題、加害者の再教育の問題、加害者の加害行為の犯罪化の問題と大きく括ると3つあると思う

のですが、それをどういう風に段階的に、と考えるときに、予防教育、再教育、犯罪化と順序としてはなるのかなと考えております。その辺りの検討も、方向性ということで議論を深めていただくと素晴らしいなと思います。

時間が参りましたので、これで終わりにいたします。

どうもありがとうございました。

○小西会長 どうもありがとうございました。

包括的な御説明を頂いたと思いますけれども、ただ今の戒能名誉教授の御説明につきまして、御意見や御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

いかがですか。

納米委員、どうぞ。ウェブの方は、ちょっとお待ちください。

○納米委員 御講義をありがとうございます。

幾つか質問がございます。

1点目は、単純に言葉が分からなかったのですけれども、7枚目のスライドの「法務省の議論（将来の行為の法的制約と刑罰）」という記載がございますが、これはどういう意味なのかということについて教えていただければと思います。

その前のページで一時保護と保護命令の件数が減ってきているという御指摘がございましたが、一方で、近年、警察への相談件数は増えていますよね。この警察への相談件数が増えているということはどう解釈をされるのかということをお聞きしたいというのが2点目です。

最後なのですが、加害者対応ということで、DVの犯罪化が最終的に目指すというお話だったと思うのですけれども、DVの犯罪化というときに、例えば、他の国では、それはDVに関する法律を変えるという形なのでしょうか。性犯罪については刑法を変えるという形になっていたと思います。他の国ではどういう形でDVの犯罪化をしているのかということについて、教えていただきたいと思います。

○小西会長 ここからは一問一答でいきたいと思いますので、今の3点でしたが、よろしく願いいたします。

○戒能名誉教授 ありがとうございます。

法務省の精神的な暴力が保護命令の申立て要件にどうしてならないのかということの説明なのですが、今日配付の資料3の最後のページですよね。保護命令について「参考」というのがその前のページにあります。その最後に、これは議員さんたちの『詳解DV防止法2008年版』より抜粋ということで、これは法務省の見解がそこに書かれているわけなのですけれども、そこに「刑罰によって担保されていることを考慮すると、その対象となる行為を明確にすることが必要であるが、いわゆる精神的暴力や性的暴力についてはその外延が不明確」なのだと。さらに、もう少し詳しく言うと、ということでその御質問につながるのですが、保護命令というのは極めて特異な制度であって、加害行為をしたとされる人の将来の行為を規制することによって罰則をつける、規制に反したら罰則をつけるとい

う極めて重大な法規なのだという認識なのですよね。だから、ここにつながるのですよね。刑事罰ですから外延が明確ではないと駄目なのだ、しかも将来的な行為の規制になるのであることなのですね。そこは法務省がずっと一貫しておっしゃっていることです。ですから、私は、その議論としては、保護命令とは一体何なのか、どういう権利、義務の変更をもたらすものと考えられるのか、あるいは、そういうものではないと考えるのかというところの議論がどうしても必要なのかなとは思っておりまして、最終的に権利義務がそこで確定されるわけではないわけですよね。一時的に退去せよとか、こういう行為で暴力を振るうなということであって、あくまでも被害を受けた人の安全を守るという制度なのだ。そこら辺の考え方がどうもうまくクロスしないという感じを受けております。ですから、そこは非常に難しく、また同じ議論の繰り返しになるのかなと予想はしているのですけれども、法学者はその辺を検討する必要はある。保護命令の法的性格ということだと思っています。

保護命令が減っても、警察への相談というのが8万件ですか。増え続けているということなのですが、そのことをどう見るのかということで、警察が対象とする行為がどういう行為なのかということが一つあると思っております、11万件台と比べると少ないわけなのですがけれども、それだけDVの行為そのものが、警察が対象とするような、暴行とか、傷害とか、そういう犯罪性の高いものが増えてきているのかなということは感じますが、そこは確かなお答えはできません。ただ、そういうデータの中身をどう読み解くかというところで、専門調査会で様々な省庁をお呼びになってお聞きになると思っていますので、ぜひ警察の実情をお聞きいただきたいと思っております。

3番目が、犯罪化なのですけれども、外国の諸立法に詳しいわけでも何でもないのですけれども、一つは、これは3月に終わった加害者対策の検討会で中村座長が言っていたと思うのですけれども、保護命令に含ませるというやり方が一つ考えられて、これは、御存知のように、台湾DV防止法です。日本よりも早く、1998年に制定されているのですが、当初から20ぐらい保護命令の種類があるのですが、その一つとしてそういう加害者処遇命令がありまして、それに基づく治療もあればカウンセリングもあり、かなり、今、実績を積んでいるのではないかと想像されます。それは、北仲千里さんや井上匡子さんたちのグループで東アジアの立法例の検討をずっと続けていらっしゃるので、その中で現地調査もしており、男性の研究者も調査をしていらっしゃるので、その辺りの実情はお聞きいただければと思っております。もちろん、DVの性格、特徴に基づいて犯罪化をしていく。その場合に、先ほどの台湾はDV防止法そのものの中にも含まれているということがあるのですが、おっしゃったように、オーストリアもそうですし、スウェーデンなどもそうなのですけれども、刑法改正で進んでいることが多いと思うのです。どういう特徴に注目するか。反復性、継続性、そのことによって暴力が非常に深刻化していくという特徴に注目しているということです。さっきの精神的暴力についても、例えば、スコットランドは2018年の刑法改正で規定しています。その前に、英国、イングランド・アンド・ウェールズに

においても、精神的暴力をコントロールと強制、control and corrosiveという概念を用いて犯罪化をするという試みをしているようなのですが、実際についてはそれ以上のことは残念ながらお答えはできない状況にあります。犯罪化については1997年のスウェーデンの刑法改正が随分早かったと思うのですが、有名な女性の安寧・平和法というような、刑法のその部分を称して言うのですけれども、それは早い段階で介入して、深刻化を防ごうという意図なのですが、かなり色々な国がそれぞれの個性を持った対応をしていると認識をしております。

以上でございます。

○小西会長 戒能先生、ありがとうございます。

今、中村委員のお名前が何回か出ましたけれども、何か補足がございますでしょうか。これの細かいことを言い出すと、今、ここで扱える議論ではないのですけれども、何かちょっと補足があればお願いいたします。

○中村委員 中村ですが、聞こえていますでしょうか。

残念ながら、ほとんど聞き取りにくい状況で、戒能先生の話が十分に聞き取れなかったのですが、よろしいでしょうか。

○小西会長 分かりました。

それでは、また後ほどやり取りができればと思います。コメントは、今、何かございますか。

○中村委員 発言もしたいし、質問もしたい大事な論点なのですが、ちょっと難しいですね。

○小西会長 分かりました。後ほどということをお願いいたします。

それでは、原委員のお手が挙がっていたと思いますけれども、原先生、聞こえていますか。

○原委員 今、聞こえました。

○小西会長 先ほど質問のお手が挙がっていたと思いますけれども。

○原委員 私の声は大丈夫ですか。一方的にしゃべっても大丈夫ですか。

○小西会長 聞こえています。戒能先生にも聞こえていますし、納米委員にも聞こえています。

○原委員 私も戒能先生に質問があったのだけれども。

○小西会長 お願いします。

○原委員 聞こえないですね。ほとんど聞こえないのです。すみません。

○小西会長 こちらは比較的先生の声は聞こえるのですけれども、この状態でやるのも凄くストレスフルなので、もっとちゃんと明確に情報が伝わる形で、戒能先生、申し訳ありませんけれども、御質問がある場合はまたお願いできればと思います。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 戒能先生、ありがとうございます。

質問ですが、4ページのイスタンブール条約で、被害者がその場を離れるか留まるかを選択できる制度設計ということで、その場を離れるというイメージは、何となく、逃げ切るという、日本のDV防止法に書かれている、あるいは、被害者の保護というところに係るのだらうと思いますが、この留まることを選択するときの条件は、先生がその後色々おっしゃっていた色々な要件がないと留まることは難しいのかなという気はしているのですが、イメージとして、この留まるというのはどんなイメージなのか、もう少しお話ししていただけますか。

○戒能名誉教授 欧州評議会で採択されて、日本も批准する資格を持っている国の一つではあるのですが、しかし、ヨーロッパにおいて特に被害を受けた方がどういう状況なのかということをも十分理解しないで、条約の文面だけからはかなり難しい御質問だとは思いますが、しかし、最後の方におっしゃった留まることと条件がないと留まれないというのは、本当にそのとおりだと思います。

ただ、そこに欧州人権条約を、これは1950年代ですかね、かなり早期に作られているものなのですが、こういう地域条約なのですが、明確な、家族生活、私生活、住居の自由の尊重、自由という発想ですよ。保障するとか、そういう社会法的な観点ではなくて、個人の自由だとする発想がヨーロッパではつくられていたのではないかと、想像に過ぎないのですけれども、そういう基本的な考え方があるかないかで大違い、それが自由の問題なのだと考えている。

私は、今日は全然申し上げなかったのですが、自由の問題は確かに社会権的な保障がなければ自由の保障も難しいであろうということは分かるのですが、DV被害あるいは性暴力の被害を受けた人が自分の自由として被害からの回復を訴えられるかどうか、そういう社会なのか、あるいは、法的な構成なのかということは、婦人保護事業の問題に取り組むなかで、痛感するところです。ですから、そういう基本的な思想、基本的な考え方をどういう風に日本の社会に根付かせていくのか。それは、規則の問題、携帯の問題は、あると思うのですよね。しかし、自由権の発想がないのですよね。保護してあげる、社会的な救済をしてあげるというところから、そうではなくて、生き方の自由の問題としてきちんと法的にも保障するという発想が、ない、弱いものだったと思うのですね。当事者はとてもそういうことは言えないのです。でも、#Me Tooを経て少しずつ出てきたのではないかと。少しだけでも。だから、法律は、そういう理念とか、思想とか、やはり半歩前に進んだものを示していくことも立法の大きな役割かと思えます。

このことで申し上げますと、やはり保護と支援の両輪がきちんと制度的にも実態的にも保障されているということだと思えるのですね。その背景には、日本とは異なるのかどうかよく分かりませんが、やはり民間団体のイニシアチブが強いということが大きい。民間支援団体が、オーストリアも本当にそうなのですが、1回しか私は行ったことがありませんけれども、そういう蓄積があるということなのですね。ですから、それを土台にして、中長期的な専門的支援と、例えば、就労はどうしましょうとか、住宅はどうしましょうとか

という最初の支援は行政がきちんと行い、それと両輪の形で中長期的なメンタルのケアも含めて被害回復からいわゆる自立支援を目指して支援をしていくという社会的基盤を前提にした制度化が行われていないと、おっしゃるとおりだと思います。家に留まるというのはそんなに簡単ではないと思っております。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、ウェブで、中村先生と原先生、もしこちらの発表が聞こえなくても、資料を見ていただいたりして御質問があれば、やはり今受けたほうが良さそうです。戒能先生に直接お答えいただく機会はなかなか持ちにくいかもしれませんので、中村先生からお願いいたします。

○中村委員 中村です。

戒能先生への質問なのですが、1つだけです。保護命令制度の次に加害者プログラムへの参加命令を盛り込みたいと思っておりますが、これは現行法上可能でしょうかということと、それには法改正が要るのでしょうか。

○小西会長 お願いいたします。

○戒能名誉教授 御存知のとおり、DV防止法10条で、保護命令は基本的に2つ、接近禁止命令と退去命令しかないわけですから、これは法改正が必要だと考えております。その法改正だけでいいのかということも、緊急保護命令を含めてもう少し増やしていくべきだとは考えておりますが、中村先生が御提案の加害者教育命令とか、処遇命令とかは、検討していただきたい一つでございます。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

よろしいですか。中村先生。

○中村委員 ありがとうございます。端的な話で、もっと議論したいのですが、ちょっと。

○小西会長 そうですね。本当につながりが悪くて申し訳ございません。

それでは、原委員にも御質問いただきたいと思います。

○原委員 近年の児童虐待の通告件数の増加は、警察による面前DVの通告とリンクしているものと承知しているのですが、配偶者暴力相談支援センターで相談を受けたときのいわゆる面前DVの通告なのですが、それはこれまで行われていなかったものと思いますので、今後、その通告については、配偶者暴力相談支援センターでも行っていくべきであるのか、支援を優先すべきなのか、先生のお考えをお聞かせ願えますか。

○小西会長 お願いいたします。

○戒能名誉教授 難しい御質問だと思います。

通告ですから、虐待の加害者であると同時にDVの被害者であるというその人にどう対応するかということになると思うのですが、今、どういう風になっているか、婦人相談所でどんな対応をしているのかというのは知らないのですが、そこにDVと児童虐

待を一体として対応することの意味があるのではないかと考えております。

その連携のときに、具体的にまだ出ていないかもしれませんが、要保護児童対策地域協議会、要対協というものがありますよね。その女性・子供一体化版というものを一つつくるのもアイデアかなと思っています。ただし、そのときに中心になって動くのは誰なのかという問題がありまして、それが現行制度では婦人相談員となるのでしょうかけれども、かなり高度の専門性が要るし、経験もいるだろうということで、地域ですからそこにももちろん民間も入るのでしょうかけれども、民間シェルターは全ての地域にあるわけではありませんから、婦人相談員の専門性、あるいは、そういう経験をどういう風に積んでいて、見立てと言いましょうか、問題が何なのかということを理解していく人がいないといけないし、色々な専門職が関わっていかねばいけないという風に、今までとは違った制度を作らないと駄目なのではないかと、現在のところ、個人的には考えております。

お答えになったかどうか分かりません。以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

原委員、いかがでしょうか。声は聞こえていると信じて、取りあえず戒能先生にお答えいただきましたので、また御検討いただければと思います。

○原委員 途中、ちょっと途切れてですけれども。

○小西会長 すみません。そうしましたら、他の方で御質問があればまたお受けしますが、いかがでしょうか。

山田委員、どうぞ。

○山田委員 意見も含めて、コメントでもよろしいですか。

○小西会長 結構でございます。

○山田委員 戒能先生、ありがとうございます。

先生の保護から支援へという流れ、また、橋本大臣の逃げるから逃げない支援という考え方は本当に賛成いたします。多分、これには、日本の状況、女性の置かれた経済状況が多分絡んでいると思ひまして、欧米は割と共働きが多く、かつ、男女の経済格差が縮んでいますけれども、日本では共働きといってもパートが多く、経済的に依存している女性が大変多いということは、前回か前々回も私は発言させていただいたのですけれども、つまり、多少暴力を受けていても、つまり、逃げるということは全て経済的なものや生活を失ってすっからかんになるというのとほとんど日本では同一になっていますので、暴力を受けていたほうが少なくともましな生活ができるという状況がその背景にあるのではないかと考えています。例えば、私が知っている例でも、実家が豊かであればすぐに逃げてしまおうというか、実家に逃げて生活を再建する、そこでまた立て直すというケースがたくさんありますので、逆に言えば、実家にも頼れず、仕事も失わなくてはならないといった状況になるというのが背景にあるのではないかと考えているのですが、その点はいかがかということが一つ。私は福祉社会学もやりますので、日本は、生活保護も、つまり、全部失わないと、すっからかんになるまでは福祉の手がなかなか差し伸べられないという特徴があ

って、そこはぎりぎりのところにいる人たちのウェルビーイングを失わせているような気がしてなりません。

もう一つお聞きしたいのは、私は家族社会学者ですので、日本は結構3世代世帯が多い中で、家族社会学で、40、50年前の家族問題といえば、舅、姑による嫁いびりの問題が結構中心にあって、今もまだそれがなくなっていないという状況があると思うのですけれども、例えば、舅、姑の暴言なり暴力なりを夫が見て見ぬふりをするとか、そういうのも精神的暴力に当たると考えてよろしいのでしょうか。多分核家族が原則の欧米ではあまりないと思うのですが、日本ではそういう問題も結構あって、それもまさに逃げられないという状況もあると思うのですが、もし何か見解等があればお聞かせいただければ幸いです。

ありがとうございます。

○小西会長 それでは、今、山田委員の御意見にありました経済的な問題と3世代の問題ですね。その2点について、戒能先生の御見解をお願いいたします。

○戒能名誉教授 ありがとうございます。

2点ともおっしゃるとおりだと思います。

今度の特別定額給付金で相談がいっぱい来たというのはまさにそれだと思うのですよね。既に逃げた方には対応できたわけですが、同居している方はなかったわけですよね。色々状況は違うかもしれませんが、家族内貧困ということが最近ようやく言われるようになった。所得の分配が家族の中において不公平であるということですね。ですから、特別定額給付金が、例えば、子どもがいて、30万円が来たとしたら、全部持ってってしまう、全然知らせもしないとか、それについて言えないという経済的な支配が精神的な支配に転化しているという状況だったのではないかと。ですから、そこでDVの相談につながっていく。御本人は気がつかなかったDVですかね。そういう相談につながっていくというケースが出てきた。特別定額給付金の相談を受けることによって、さっき、20代、30代の方も増えたというお話なのですが、世代を超えて、新たな今まで相談しに来なかった人のDV相談が出てきたというお話を自治体の行政の方にお伺いしたことがあるのですけれども、そういうことかなと思っております。ですから、これは丸山里美さんが論文を書いていますけれども、新たな貧困というものの捉え方ですね。それが暴力に転化していく、つながっているという視点を持つ必要があるのだということを教えられました。

3世代なのですが、2011年から2012年頃の科研で調査したときもそうだったのですけれども、必ずしも夫からの暴力だけではなくて、父とか、母とか、実父もいれば、義父もいれば、義母もいれば、兄弟とか、様々な暴力で一時保護はされるのですよね。一時保護の対象にはなるのですけれども、保護命令が使えないということがあるのですが、実態としては、そういう家族からの暴力は従前からあるけれども、DV防止法の範疇には入らないということだと思うのですよね。そこも子どもの問題も含めて全て入れていいのかどうかということはあるのですけれども、どういう支援をしているのかよく分かりません。一時保

護をしても、その後、どうするのかということはまだ明らかにされていないところだと思
うのですが、大事な論点だとは思っております。

以上でございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、今までは基本的に質問という形でやってきましたが、もう少し幅広く意見交
換という形でお話ししたいと思います。今の山田委員のようにコメントという形でも結構
でございますので、御意見がございましたら、どうぞよろしく願います。

納米委員、どうぞ。

○納米委員 今日の一つのテーマで、逃げられない、逃げないDVということについてどう
考えるのかということなのですけれども、今、日本では、DV被害を受けたという相談をし
て、その後は、被害者側が逃げるもしくは留まるという選択肢しか、要するに、二択しか
なかったわけですね。でも、まず一つは、同居を継続するのもしないのかという意味と、
同居を継続しないとしてもどちらが離れるのかということ、今は被害者側が離れているわ
けですけれども、そうではなくて加害者側がそこから離れるというやり方もあると思うの
ですね。それから、その離れるという離れ方が永続的なものなのかそれとも一時的なも
のなのかということ、幾つかのパターンが出てくると思うのです。今、日本では、被害
者側が安全を得るためには永続的に離れるという選択肢しかない。加害者側がその場か
ら立ち退く。今もその選択肢はあるとは思いますが、あまり使われていない、期間
も短いという問題があります。離れ方について、一時的なのか永続的なのかというマト
リックスで幾つかのパターンが考えられると思いますので、現実的な案として、それを安
全に実現していくためにはどうしたら良いかと考えてみたらどうかと思います。

もう一つは、先ほど戒能先生がおっしゃっていた周辺の問題で、関連する法領域との調
整というお話をされましたけれども、それがかなり広いのではないかと思います。色々
法律に絡んできますよね。特に気になっているのは、母体保護法との関係で、パートナ
ーの同意がないと、避妊への協力が得られなくて妊娠した場合でも中絶できないという問題
がございますよね。そのことについては何とかする必要はないかと考えます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、今、沢山の論点が出まして、それについて全部意見を言っていたくことも
なかなか難しいのですが、このDVの議論を始めるに当たって、御意見を全体は頂けないか
もしれませんが、今、ちょっと述べておきたいことがあれば、ぜひ委員の方から伺
いたいと思います。どなたか、ございますか。

なければ、今、まだ御発言のない井田委員、木幡委員、可児委員に御発言いただければ
と思います。

○井田委員 私はDVについて専門的知見がありませんので大したことは言えないのですが、
お聞きしていて、保護命令の実施件数が減少しているというお話があり、この点に興味を
惹かれました。恐らくは申立ても減っているものと想像できます。それがなぜなのか、そ

の要因と背景を明らかにすることが求められると思います。すぐに考えつくのは、この制度の「使い勝手が悪い」のではないかということです。もしそうだとすると、その使い勝手の悪さが何に由来するのかが問題です。申し立ててもなかなか認めてもらえないようなところがあるのか、または、そもそも申し立てに至るまでのハードルが高いのか、あるいは、申し立てが認められても、それにより得られるものがあまり被害者の助けにならないものなのか、つまり申し立てのための努力に見合った、有効な救済手段になっていないということなのか。こうしたことを明らかにしておかないと、法改正により「性的暴力」や「精神的暴力」を受けた場合にも申し立てが可能なものに変えたとしても、やはりこの制度の利用が活性化しないということになるかもしれないのです。法改正を考えるにあたっては、その前提として、現行制度の利用が減少していることの要因と背景を経験的に解明すること、そのためにはアンケート調査等を用いるのでしょうか、いずれにしても法改正のための立法事実を経験的に明らかにすることが必要ではないかと思われまます。その上で初めて、保護命令の種類をもっと増やすべきではないか、あるいは、裁判所の決定に至るまでのハードルがちょっと高いので少しハードルを下げるべきではないかという議論になっていくのではないかという感想をもちました。

ちなみに、先ほど法務省の意見のご紹介もありましたが、要件の明確性についていえば、保護命令違反は犯罪となりますが、いわゆる直罰の形式ではなくて、間接罰の形式であり、要件の明確性といっても保護命令を出すための要件の明確性ですから、直罰形式の刑罰法規に要求されるほどの明確さは必要ないはずで、「性的暴力」とか「精神的暴力」と言われるものも、規定を作る際に少し工夫をすればよいので、およそ不明確であってそんなものを要件とすることはできないなどと意固地になる理由はまったくないと私自身は考えます。

他方、戒能先生は「犯罪化」に言及されましたが、保護命令の要件となっている身体的暴力については、刑法典に暴行罪の規定もあれば、脅迫罪の規定もあれば、傷害罪の規定もあるわけです。ちなみに、「傷害」は判例により非常に緩やかに理解されており、最高裁は疼痛が生じれば後に残るものでなくても立派な傷害であると述べています。そうであるとすれば、改めてDVそのものを犯罪化する必要などはあまりない。それらは既に犯罪となっている行為なのです。

では、犯罪化されているにも関わらず、なぜそれらの行為が直ちに立件・処罰されないのか、犯罪化されているのに、それらの行為が「非刑罰化」されているのはなぜか、ということが問題となります。そこには、2つの理由があります。一つは親密圏における犯罪の扱いという問題です。これは夫婦間に限りませんが、親密圏におけるトラブルに対し国家権力で土足に踏み込んで行って良いかどうかということです。現在の刑法でも、例えば、窃盗については、親族相盗例というものがあって、家族間における窃盗や詐欺・恐喝については非刑罰化されているのです。法は家庭に入らず、と言われるのです。もちろん物を盗むのとは違って、殴ったり、けがをさせたりというのは話は別だとおっしゃるかもしれ

ませんが、全く見知らぬ人に対する暴行、傷害と、親密圏における暴行、傷害とを同列に論じることはできず、相当に重いものであるとか、そのほか何らかの特別の事情が付け加わらないと刑事手続に乗せることはできないと考えられるのです。それでは、どういう基準で親密圏における暴行、傷害を立件・処罰すべきか、といえ、これはかなり難しい問題になります。

これは賭けマージャンとも共通する問題です。賭けマージャンも、賭博罪にあたる立派な犯罪です。判例は、1,000円でも2,000円でも金銭を賭けたら犯罪だという立場です。とはいえ、これを覚醒剤所持なんかと同じように立件・処罰すべきであるとは誰も考えない。そこで、基本的には賭ける金額により、一定のレートを超えると立件・処罰するというやり方がとられることになるわけです。同じような形で、同様に犯罪にはなる行為の中から、実際に立件・処罰するものを選び出していく、これは相当に難しいことです。親密圏における暴行、傷害についても、そういう線引きに役立つような基準があると良いけれども、もちろんあるとは言えません。仮に被害者が警察の介入を求めても、警察の側は相当に困難な判断を迫られることになります。

もう一つの大きな問題は、証明の問題です。警察に行って、私は夫から殴られて怪我をしましたと言っても、その怪我が本当にそうなのか、どういう状況でそういう事態が生じたのかというのは、なかなか警察官としては判断が難しいところで、すぐに対応することができるとは限らない。このように、DVの問題をめぐっては、親密圏であることによる制約の問題と証明の問題という2つの問題があり、そう簡単にそこに踏み込んでいくことはできないのです。このことは理解しなければなりません。

夫婦間の強制性交の問題も同じです。日本の刑法の規定の上では、これを立件・処罰するにあたり、何の障害もないのです。そして、裁判所の判例も何らの障害にならないし、学説も、現在では、一致して夫婦間でも強制性交等罪は成立するというを言っています。ただ、そうだとすると、その立件と処罰にあたっては、親密圏の問題と立証の問題とが高いハードルになります。国の機関も相当に困難な判断を迫られることになると思えます。例えば、ドイツのような国でも、刑法ではもともと「婚姻外の」性交を強制することが強姦罪の成立要件とされており、日本と異なり、立件・訴追には法律上の制約があったのですが、その要件は、何と1997年の法改正まで維持されていたのです。ただ、1997年の法改正のときも、かなりの議論があったと聞いています。法改正に反対する立場からは、国を家庭の内部にまで踏み込ませることに対し違和感が表明され、当事者が後に和解することもあるではないか、婚姻関係を継続させるという見地からはマイナスではないかという主張もあったのです。また、婚姻が破綻したときの係争の過程で強姦罪規定が悪用されるおそれがあることも指摘されたと言います。

私が何を申し上げたいかという、この保護命令制度についても、そういう親密圏に国家権力が踏み込むことに伴う問題、そこにおける証拠による証明が困難であるという問題があり、そのことの認識の上に立って、いかにこれを被害者にとり使い勝手の良い制度に

変えていくか、どう工夫すれば、よりハードルの低い、そしてより実効性のある制度になるかについてより冷静に、そして多角的に議論していくことが必要ではないかと考える次第です。

○小西会長 ありがとうございます。

つながっているうちにコメントを頂いたほうがよさそうですね。木幡委員、お願いできますか。聞こえていますか。

○木幡委員 はい。ちょっと不安定ですが、私の声が聞こえていれば発言させていただければと思います。大丈夫そうですかね。

○小西会長 大丈夫です。

○木幡委員 回線の不具合で会議の内容が半分以上聞き取れなかったという状況ではございますが、私からは普及・啓発について一言意見を述べさせていただきたいと思います。

やはり認知を促進するというのも非常に大事なことですので、今回、コロナ禍のステイホームでDVが増加したという報道が結構あったと思うのですね。これは何でこんなに報道されたのだらうと思ったときに、やはり日本においてもこんなにDVがあるんだというはある意味衝撃だったからではないかなと思います。その後、国連の事務総長もパンデミック対策の一環に女性の保護を盛り込むようにというのを世界各国の政府に強く要求したというのもございますので、こういうタイミング、こういう時こそアクセルを踏んで対策に乗り出すべきではないかと思いました。

手前みそになりますけれども、弊社、フジテレビで7月14日から若年層・子供に対する性被害のプロジェクトを始めまして、放送でもやるのですけれども、それと連動してプライムオンラインというニュースのサイトがあるのですけれども、そこでも記事でアップをされていて、今までで3本放送して記事は4本アップしたところ、全体で750万ページビューがありまして、反響が物凄く大きかったのですね。

だから、この問題というのは非常に皆さんの関心が高いと思いますので、こういったマルチプラットフォームで、内閣府が連携しながら対策を進めていくことが非常に大事なのではないかと、また、効果的なのではないかと思いました。声を出せない人が沢山世の中にはいると思いますので、DVもそうですし、そういう人たちにいかに広くリーチするかということで、それはひいては加害者への抑止力にもなると思うのです。こんな風に報道されてしまうんだとか、こんな風に反響が大きくなってしまふんだということにもつながると思いますので、ぜひそういったタイミングを捉えた発信はまさに今だと思いますので、進めていきたいなと思っております。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

情報発信の問題はとても大事なことだと思います。

それでは、可児委員、お願いできますか。大丈夫ですか。

○可児委員 聞こえますか。

○小西会長 聞こえます。

○可児委員 私は保護命令の関係で少しお話しさせていただきます。

今日の戒能先生のお話の中でも保護命令が機能不全に陥っているというお話がありました。統計的なものだけではなくて、弁護士として関わっている実感でも保護命令の申立てに関わることは凄く減っています。個人的には、一番多いときで多分年間9件ぐらいは保護命令の申立ての代理をした記憶があるのですけれども、ここ数年、1件もありませんでした。今年はなぜか2件ぐらい申立てに関わっていますが。日々の事件自体は全然減っていないので、被害者に対して提案する色々なサポートの中で保護命令を使うという発想がそもそも起きなくなってきたというのが実際のところかなと思います。

保護命令について、今、申立てをすると加害者の方も弁護士をつけることが多いのですが、そうすると、難しいケースなどだと時間もかかるし、立証の負担も大きい。そして、立証の負担が大きい割に、結局、得られるものといえば、ただ6か月間近寄るなというだけなので、効果に対して負担が重すぎると感じます。そのため、なかなか使いづらいものになってきてしまっている面があります。やはり保護命令のメニューをもう少し増やすということであったりとか、何か立証の負担を軽減するようなものがないかを感じたりすることもあります。もちろん、保護命令の要件について、今は身体的暴力だけが対象ですけれども、精神的暴力の部分まで広げることは必須かと考えています。

以上です。

○小西会長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

よろしいですか。すごく気になるので、まとめて、まだ時間はありますから、今の井田委員の法律に関するお話、木幡委員のマスコミあるいは報道に関するお話、可児委員の保護命令に関するお話も、それぞれお答えいただくととても長くなってしまうと思うのですが、もし簡単に何か御意見を頂けるようでしたらお願いします。

○戒能名誉教授 簡単には無理なのですが、親密圏における暴力の問題は、これこそ法律学だけではなくて、社会学をはじめとして、この問題の根幹にあることなので、それはこの調査会で一つの方向性を議論されるときに、一番基本的な問題の一つだろうなと思っております。ただ、最後の方でおっしゃっていただいたのですが、極めてハードルは高いのだけれども、そこを理論的にもどう突破していくかということをしなないといけないなと思います。

当初、刑事法研究者からもよく言われたことは、保護命令は要らないのではないか、刑事法の紛争として解決していけばいいのではないか、傷害罪とか、暴行罪とか、そういう意見がかなりありました。なぜ保護命令が必要なのかという議論は、実は不十分だったことも一つはあります。だけれども、それを置いておいても、親密圏における犯罪をどう捉えるかというところが、ずっと議論されてきたかに見えるけれども、そんなに議論もされていないということだと思います。私は、何とかそこをブレイクスルーしないと、突破し

ていかないと、この問題に取り組むことの意味が、どうして親密圏だとスルーされてしまうのかということですね。そこをしっかりと理論的にも固めていく必要があるかとは思っておりますので、刑法学者としてお力を頂ければと思っております。

ドイツの議論も、婚姻例外というのはヨーロッパ諸国共通の問題だったわけですね。ようやくそれを、70年代ぐらいでしたか、80年代か、外していくわけですね。それに至るまでは、ドイツは7年とおっしゃいましたけれども、ほかの国でも相当の時間をかけているということですね。婚姻例外が日本では明確な動きが残念ながらなかったということです。そういう面が日本の刑法にはあるのかなと思います。明確に対立と言いましょいか、議論の項目があって、それを突破していくという道筋がなかったということも大きいのではないかな、それで裁判実務で何とか対応していくという道が選ばれたのかなと思います。そのツケのようなものも、大変僭越なのですけれども、感じております。

情報発信というのは本当におっしゃったとおりで、すごく反響が大きかったという木幡委員のお話は勇気づけられるものだったと思います。メディアの役割が更に大きくなるのではないかと思っております。多分、これから、DV相談プラスについても内閣府から、ある程度の評価と言いましょいか、成果がこれだけあって、課題はこうだというものが出てくるのかもしれませんが、まだそんなに報道でも取り上げられているわけではないので、これからかなとは思っています。そのときに、例えば、最近でも色々な形で報道があって、DV防止法改正への期待が示されているというのは大変心強いことだと思いますので、それを後押ししていくというか、本当に実質化していくことが必要かと思っております。

可児委員からは弁護士の実務の立場から貴重な御意見を頂いたのですけれども、井田委員の御意見にもありましたけれども、使い勝手が悪いということで、負担が多い割には得られるものは少なく、保護命令で、時間はかかるし、大変な思いをするし、司法の問題も結構ありまして、日弁連の両性の平等委員会で、何年ぐらい前になりますかね、弁護士の調査をしたことがあって、それがまとめられて発表されたことがあったのですが、そういう動きは今はないので、実態がなかなか分からない。裁判官がどういう認識をしているのかということもあまりよく伝わってこない。だから、それに対して弁護士がどういう対抗論理で努めていらっしゃるのか、それは加害者、被害者の両方にあるかもしれませんが、少しそういう実態が明らかになると良いと思います。地域間格差も相当あります。大都市圏の裁判所とそうではないところとは、10年ぐらい前にやったのですけれども、相談件数も一時保護件数も保護命令件数もみんなリンクして、少ないところはすべて少ない。だけれども、そういうところは本当にDVがないかということは全然そういうことは考えられないだろうという状況がしばらく続いて、それがどういう風に変化したのかというのは、今、データがないから分かりませんが、やはり全国のそういう地域間の差を解消していかなければいけないなとは思っています。

保護命令、メニューを増やす、申し立てる側の負担を減らすなど、ぜひ実務の立場から問題提起をしていただくと助かるなと思っております。

そのくらいでございます。

○小西会長 ありがとうございます。

それでは、御意見を頂くのは今日はこのくらいにしたいと思いますが、事務局に、せっかくウェブで協力していただいているのに、このストレスフルな状況はあんまりです。しかも議論そのものにも影響を与えてしまいますので、ぜひそのところは御改善ください。

最後に、橋本大臣から御挨拶を頂きたいと思います。

どうもありがとうございます。橋本大臣、お願いいたします。

○橋本男女共同参画担当大臣 闊達な意見をありがとうございました。

今、お話しいただきましたように、せっかくオンラインで出席をしていただいています先生方には、聞き取りにくいところがあったり、大変御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。こういったせっかくの貴重な機会でありますので、しっかりと改善をしまして、議論をストレスがないようにしっかりやっていきたいと思いました。

また、一つ、DV相談プラスの件では、お聞きしながら色々と考えていたのですけれども、やはり相談をされるその内容の分析が非常に重要だと思いましたのと、それぞれの地域、弁護士の先生とか、社会学的な観点からとか、教育学とか、様々な支援体制を整えていただいている立場の方が連携をしなければ、こういった問題は解決できないのだろうと改めて思いました。

そういったことによって、こうして専門調査会の先生方からそれぞれ御意見を頂いておりますけれども、今日の議事録を今一度オンラインに参加されている先生にも見ていただきまして、新たな御意見を頂ければと思います。

こういったことをしっかりと各省庁とも連携を取りながら検討していくことにしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日は、本当にありがとうございました。

○小西会長 橋本大臣、本当にありがとうございました。

今井政務官もお2人で参加していただき、ありがとうございます。

それでは、今後の予定等について、事務局から御連絡を差し上げます。

○吉田暴力対策推進室長 本日は、ありがとうございました。

次回は9月に開催を予定しておりますけれども、詳細な日程等はまた追って御連絡いたします。引き続き、関係者や有識者からヒアリングを行いながら議論を深めていきたいと思っております。

以上です。

○小西会長 以上をもちまして、第107回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を終了いたします。

どうもありがとうございました。